

用語集

(本用語集は、喜連川社会復帰促進センター等運営事業及び播磨社会復帰促進センター等運営事業の「実施方針」、「運營業務要求水準書」に関連する用語について、事業者が参入を検討するに当たっての参考に資することを目的として、平易な表現を用いて解説するものである。)

〔あ行〕

〔か行〕

【か】

外医治療（がいいちりょう）

刑事施設内で適当な診療ができないものである場合に、刑事施設外の医療機関に被収容者を連れて行って行う診療のこと。通院又は入院の形で実施する。費用は国が負担する。

改善指導（かいぜんしどう）

作業，教科指導とともに，受刑者に実施される矯正処遇の一つ。この指導は，受刑者に自己の犯罪の責任を自覚させ，健康な心身を培わせ，社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させることを目的としており，一般改善指導と特別改善指導に区分される。

特別改善指導とは，刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第82条第2項第1号及び第2号並びに刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則（平成18年法務省令第57号）第58条各号に掲げる事情を有する受刑者に対して行われる指導をいい，一般改善指導は，特別改善指導以外の改善指導をいう。

一般改善指導としては，被害者等による講話，面接，体育，通信教育，相談助言その他の方法により，被害者感情を理解させ，罪の意識を養うこと，規則正しい生活習慣や健全な考え方を付与し，心身の健康の増進を図ること，生活設計や社会復帰への心構えを持たせ，社会復帰に必要なスキルを身に付けさせること等を目的に行われており，特別改善指導としては，薬物依存があったり，暴力団員である，性犯罪の原因となる問題があるなどの事情により，改善更生及び円滑な社会復帰に影響があると認められる受刑者に対し，その事情の改善に資するよう特に配慮した指導が実施されている。平成18年度現在においては，薬物依存離脱指導，暴力団離脱指導，性犯罪再犯防止指導，被害者の視点を取り入れた教育，交通安全指導，就労支援指導の6類型がある。

外部通勤作業（がいぶつうきんさぎょう）

刑事施設の職員の同行なしに，受刑者を刑事施設外の事業所に通勤させて行わせる作業のこと。

外塀（がいへい）

受刑者の逃走や不審者の進入等を防止するため，施設の保安区域境界に設けられる高さ約4．5mのコンクリート製の塀のこと。

（刑事施設からの）仮釈放（かりしゃくほう）

受刑者を刑期の満了前に一定条件を付して釈放し，社会において更生を図ること。受刑者に改悛の状があると認められる場合に，有期刑についてはその刑期の3分の1を，無期刑については10年を経過した後に，主として刑事施設の長の申請に基づき，地方更生保護委員会が審理の上決定する。

環境負荷（かんきょうふか）

「官庁施設の環境保全性に関する基準」（平成17年3月31日国営環第7号）第1章1．2（1）に定める「官庁施設の整備及び利用に伴い環境に加えられる影響であって，環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」のこと。

管区機動警備隊（かんくきどうけいびたい）

矯正施設において暴動・逃走等の非常事態が発生した際に，当該施設の警備活動又は救援活動に従事することを目的として，各矯正管区に配置されている部隊のこと。

官給品（かんきゅうひん）

刑事施設が受刑者に対し貸与し，又は支給する物品のこと。

官庁会計事務データ通信システム（ADAMS）（かんちょうかいけいじむでーたつうしんしすてむ（あだむす））

歳入徴収官，支出負担行為担当官，支出官等の国の会計機関における予算管理，債権の管理及び履行の請求，支出の実行等並びにこれらに関する記録・報告等の会計事務を効率的に処理するため，各官庁の各官署にその端末機を設置し，同機と財務省会計センターの中央処理装置とを通信回線で結び，即時処理を行うシステムのこと。

願せん（がんせん）

受刑者が，各種の申出をする際，その内容を記載して職員に提出する書面のこと。

簡単な申出については，口頭で処理することもあるが，一般的には，処理の確実性や記録を担保するため，受刑者からの申出は，願せんを受け付けることを原則としている。

管理棟（かんりとう）

保安区域内で、処遇本部事務室が設置されている庁舎のこと。

【き】

基準額（きじゅんがく）

作業報奨金の計算のための基準となる就業時間 1 時間当たりの金額のこと。

休養（きゅうよう）

疾病にかかり又は負傷した受刑者に対し、刑務作業等の通常の日課を休ませ、病室等で静養させること。

教化（きょうか）

受刑者の自主性を尊重しつつ、その人格形成を促進する作用のこと。

教科指導（きょうかしどう）

法第 8 3 条の規定に基づき、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対し、学校教育に準ずる内容の指導を行うこと。

矯正管区（きょうせいかんく）

矯正局の事務を分掌し、管轄区域内の矯正施設を統括し、各施設の適正な管理運営を図るため指導、監督、調整等に当たっている法務省の地方支分部局のことであり、全国に 8 矯正管区が設置されている。

矯正施設（きょうせいしせつ）

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

矯正情報ネットワークシステム（CONET）（きょうせいじょうほうねっとわーくしすてむ（こーねっと））

矯正管区，矯正施設及び矯正研修所における各種業務の省力化・自動化を目的とするシステムのこと。運用に当たっては，被収容者データ管理システム，給食管理システム，給与計算システム，旅費計算システム，領置金管理システム，作業報奨金管理システム等，各種ソフトウェアを使用している。

なお，東日本バックアップセンターは川越少年刑務所に，西日本バックアップセンターは大阪刑務所に設置されている。

共同室（きょうどうしつ）

複数の受刑者を収容する居室のこと。

居室（きょしつ）

受刑者が主として休憩及び就寝のために使用する部屋のことであり，単独室と共同室がある。

【く】

苦情の申出（くじょうのもうしで）

受刑者が，自己に対する刑事施設の長の措置その他の処遇について，法務大臣，刑事施設の長等に書面等で行う（苦情の）申出をいう。

【け】

刑執行開始時調査（けいしっこうかいしじちょうさ）

刑の確定による収容開始後，主として処遇要領を作成するために行う処遇調査のこと。

刑期計算（けいきけいさん）

言い渡された判決等に基づき，裁判確定の日を起算日として，刑の終了日，仮釈放の応当日などを算出すること。

刑事施設（けいじしせつ）

懲役，禁錮又は拘留の刑の執行のために拘置される者，刑事訴訟法の規定により勾留される者等を収容し，必要な処遇を行う施設のことであり，刑務所，少年刑務所及び拘置所がある。

刑事施設視察委員会（けいじしせつしきついいんかい）

刑事施設ごとに設置された委員会のことであり，委員は第三者から選ばれている。。委員による刑事施設の視察や被収容者との面接等を通じて，刑事施設の運営の実情を的確に把握した上で，刑事施設の長に対し，意見を述べ，刑事施設の運営全般の向上を図ることをその目的とする。

刑執行開始時の指導（けいしっこうかいしじのしどう）

新たに刑事施設に入所した者に対し，刑の執行開始後，原則として2週間行う指導。受刑の意義，処遇要領に定める個別の処遇目標及びその目標を達成するための方法や刑事施設における生活の心得等を理解させるための指導を行う。

刑務官（けいむかん）

刑事施設に勤務する公安職俸給表（一）の適用を受ける法務事務官のうちから法務大臣が指定する者のこと。

刑務共済組合（けいむきょうさいくみあい）

矯正施設等に勤務する職員のための国家公務員共済組合のこと。本部長が定める刑事施設の長等が支部長，総務部長等が出納役，会計課長等が出納主任となっており，支部業務は会計課が所管している。

刑務作業（けいむさぎょう）

刑事施設において，被収容者に行わせる作業のこと。懲役受刑者にあつては刑法に定める「所定の作業」を指し，刑罰の内容そのものであり，社会に復帰した後において一般社会の一員として適応できるよう，作業を通じて勤労精神をかん養し，かつ，職業についての知識や技能を向上させることを目的とする。

携有物（けいゆうぶつ）

受刑者が，入所の際に，所持している金品のこと。

【こ】

更衣所（室）（こういしょ（しつ））

工場での作業を行う際に，居室用の衣類から作業用の衣類（作業を終了して居室に戻る場合は作業用の衣類から居室用の衣類）に着替える部屋のこと。

構外作業（こうがいさぎょう）

刑事施設の外塲の外で刑事施設の職員の監視の下実施する刑務作業のこと。構外作業には，施設から施設が管理する構外作業場に通って行う作業と施設から民間の事業所に通って行う作業及び施設が設置した宿泊施設に泊り込んで行う作業がある。これらの作業は，職員の同行を伴わない外部通勤作業とは異なる。

考査（こうさ）

受刑者の鑑別，分類，作業の指定等に関する業務のこと。

〔さ行〕

【さ】

在所に係る証明書（ざいしょにかかるしょうめいしょ）

自動車運転免許証の更新，児童扶養手当の申請，生活保護の申請，国民健康保険の保険料減免などの申請を行う場合において，法令の規定により当該刑事施設に収容されている，又は収容されていた事実を証明する必要があるときに，個別の申請に応じて，刑事施設の長の裁量により交付される書面のこと。

菜代指定額（さいだいしていがく）

受刑者に支給する1人1日当たりの副食の額のこと。

歳入徴収官（さいにゅうちょうしゅうかん）

各省各庁の長から所掌の歳入の徴収に関する事務を委任された当該各省各庁所属の職員のこと。歳入を調査決定し、債務者に対して納入の告知をする権限を有する。刑務所では、所長がその任に当たっている。

作業報奨金（さぎょうほうしょうきん）

刑務作業に就業した受刑者に対して、作業成績及び就業態度を考慮して算出した計算額に相当する金銭のことであり、原則として釈放時に支給される。労働の対価としての金銭ではなく、受刑者の勤労意欲の促進を図り、かつ、釈放後の更生資金に充てさせようとするものである。

作業等工（さぎょうとうこう）

受刑者について、作業の種類及び内容、作業を行っている期間、当該作業に要する知識及び技能の程度、作業成績並びに就業態度を勘案して、1等工から10等工のいずれかに格付けするもの。作業報奨金の計算の基準となる。新たに就業する者及び他の職種から転業した者の等工は、原則として10等工となる。

差入れ（さしいれ）

受刑者に交付するために、外部の人が金品を持参し、又は送付すること。

参観（さんかん）

刑事施設の長が、学術研究、国民の刑事施設に対する理解を深めるために有益な場合、その他相当の理由がある場合に施設の内部を見せること。

なお、参観には願い出に応じて許可する参観のほかに刑事施設の長が毎年1回以上、適宜の方法で希望者を募集して行う参観がある。

【し】

事件送致（じけんそうち）

事件の捜査を行った司法警察員が検察官に送致すること。刑事施設内で犯罪が発生した場合には、一定の限度で、司法警察職員の権限を付与された刑務官が捜査を行う。

自己契約作業（じこけいやくさぎょう）

受刑者が民間事業者等との請負契約により余暇時間に行う物品の製作その他の作業のこと。

事実の申告（じじつのしんこく）

受刑者が、自己に対する刑事施設の職員による身体に対する違法な有形力の行使等に対して、書面で矯正管区の長又は法務大臣に対し行う申告をいう。矯正管区の長は、受刑者等の事実の申告について確認等を行い、その結果を当該受刑者等に通知する。この通知に不服があるときは、改めて、法務大臣に対し、書面で事実の申告を行うことができる。

実地監査（じっちかんさ）

法の適正な施行を期するため、法務大臣が指名した監査官が、各刑事施設に赴き、監査すること。

自弁物品（じべんぶつぴん）

官給品の対語。受刑者の入所時に所持する物品、領置金等により購入した物品及び差入れにより入手した物品で、施設内での使用・摂取が認められているもののこと。

自弁購入（じべんこうにゅう）

受刑者が、領置金又は作業報奨金で、文具や日用品、菓子など施設内での使用・摂取が認められている物品を購入すること。

指名医による診療（しめいいによるしんりょう）

法第40条の規定に基づき、受刑者が外部の医師による診療を願い出たとき、事情に照らし、医療上適当な場合に、許可することができる制度のことであり、費用は受刑者本人が負担する。

釈放前の指導（しゃくほうぜんのだう）

仮釈放が見込まれる者や刑期満了による釈放日が近付いた者に対して行う、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識等についての指導のこと。ここで、社会復帰後の就職活動や保護観察制度に関する知識を付与し、一般社会での生活に近い環境で生活をさせたり、実際に一般社会で、勤労や社会奉仕活動を経験させることもある。

受刑者（じゅけいしゃ）

懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者のこと。

宗教教誨（しゅうきょうきょうかい）

受刑者の希望により、民間の篤志の宗教家（教誨師）が行う宗教上の説話、宗教行事、読経などのこと。

集団処遇（しゅうだんしょぐう）

受刑者に対する矯正処遇や刑執行開始時及び釈放前の指導を効果的に実施するために、必要に応じて受刑者を集団に編成して実施する処遇のこと。

遵守事項（じゅんしゅじこう）

法第51条第1項の規定に基づき，受刑者が刑事施設内で生活するに当たり遵守すべき事項として，当該刑事施設の長が定めたもののこと。

称呼番号（しょうこばんごう）

人定を確実にする等のため，受刑者に付される番号のこと。

職員点検（しょくいんてんけん）

出勤時及び退庁時に職員点呼，連絡事項の伝達などを行うこと。

処遇指標（しょぐうしひょう）

受刑者に実施すべき矯正処遇の種類及び内容，受刑者の属性及び犯罪傾向の進度を示す指標のこと。

処遇調査（しょぐうちょうさ）

受刑者の処遇要領の策定や集団編成をするために，各刑事施設において刑執行開始時並びに定期及び臨時に，受刑者の資質及び環境について，医学，心理学，教育学，社会学その他専門的知識及び技術を活用して行う調査のこと。

処遇要領（しょぐうようりょう）

矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を各受刑者ごとに定めた矯正処遇の実施要領のこと。処遇要領は，刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定める。

職業訓練（しょくぎょうくんれん）

受刑者に対し，職業に関する免許若しくは資格を取得させ，又は職業に必要な知識や技能を習得させるために行う訓練のこと。現在，溶接，電気工事，自動車整備，建築，印刷，理容，美容，ホームヘルパー，情報処理などの訓練を実施している。

所内指示（しょうないしじ）

刑事施設の内規のこと。達示，所長指示，部長指示，首席指示などがある。

審査の申請（しんさのしんせい）

受刑者が，刑事施設の長の一定の措置に対し不服がある場合，矯正管区の長に書面で行う申請をいう。再審査の申請とは，審査の申請の裁決に不服がある場合，法務大臣に書面で行うものをいう。

信書等の検査（しんしょとうのけんさ）

受刑者が発受する信書や，閲読する書籍などの内容をあらかじめ調べること。

信書や書籍などを検査した結果，刑事施設の規律秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

があると認められるときや受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるときなどは，その信書や書籍などの該当箇所を抹消等したり，閲覧を禁止したりなどすることができる。

新入調べ（しんにゆうしらべ）（＝入所時調べ）

【す】

炊場（すいじょう）

受刑者の食事の調理及び配食を行う調理場のこと。

【せ】

正門（せいもん）

刑事施設外から施設内の一般区域の庁舎に通ずる通路に設置される門のこと。

【そ】

捜検（そうけん）（＝保安検査）

〔た行〕

【た】

単独室（たんどくしつ）

受刑者を単独で収容する居室のこと。

【ち】

庁舎区域（ちょうしゃくいき）

刑事施設の区域のうち，保安区域以外のこと。

懲罰（ちょうばつ）

遵守事項に違反するなどした受刑者に対して刑事施設の長が科する秩序罰のこと。

懲罰の種類は，法第106条第1項各号に掲げられているが，例えば，戒告，30日以内の書籍等の閲読の一部又は全部の停止，作業報奨金計算高の3分の1以内の削減，30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の受刑者について，特に情状が重い場合には，60日以内）の閉居などがある。

【て】

提供作業（ていきょうさぎょう）

生産に用いる原材料の全部が契約の相手方から提供された物品である作業又は受刑者の労務のみを提供して行う作業のこと。契約の相手方から受刑者の労務の対価として賃金を徴収する。

点検（てんけん）

朝・夕，居室において，また，受刑者が移動する都度，受刑者の点呼を行うこと。受刑者の人数のみならず，健康状態や異状の有無の確認も目的としている。

【と】

篤志面接委員（とくしめんせついいん）

矯正管区の長の委嘱を受けて，専門的な知識や経験に基づき，受刑者の悩みや将来の生活設計などの諸問題について助言・指導を行う民間の篤志家のこと。学識経験者等に委嘱している。

〔な行〕

【な】

中門（なかもん）

庁舎区域から保安区域への入口として設けられた門のこと。通常，二重の扉となっている。

【に】

入所時調べ（にゅうしょじしらべ）（＝新入調べ）

受刑者が入所時に所持する金品について，本人に引き渡して保管させるものと領置するものと廃棄等の処分をさせるものとの確認を行う業務のこと。

日課表（にっかひょう）

刑務作業に就いた受刑者ごとの就業状況を明確にし，労務の管理を行うための記録であり，作業報奨金を計算するための基礎となる文書である。毎日の就業の際に，就業した各受刑者の就業時間等を記載する。

〔は行〕

【は】

反則行為の調査（はんそくこういのちょうさ）

受刑者が反則行為（懲罰を科せられるべき行為のこと）をした疑いがある場合に、反則事実の有無等について行う調査のこと。

【ひ】

病院移送（びょういんいそう）

刑事施設内で適当な診療ができない場合に、外部の医療機関に受刑者を移送して、入院させ、診療を受けさせること。病院に移送された受刑者は、法律上も受刑者として扱われる。費用は国が負担する。

【ふ】

物品管理官（ぶつぴんかんりかん）

物品管理法に基づき、各省各庁の長が所管各庁の職員に委任して設置する物品管理機関のこと。刑事施設においては、総務部長がその任に当たり、所管に係る国の物品及び受刑者の領置物品などを管理する。

分離（ぶんり）

法第4条第1項の規定により、被収容者を、法的地位、処遇の地位等の観点から、性別並びに受刑者、被勾留者、被勾留受刑者、死刑確定者及び各種被収容者の別並びに懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別にそれぞれ互いに分離すること。

【へ】

閉居罰（へいきよばつ）

居室内に謹慎させ、犯した反則行為に対する反省を促すことを目的とした懲罰のこと。

【ほ】

保安区域（ほあんくいき）

受刑者が収容され、日常生活を送る区域のこと。収容棟、工場、職業訓練棟などは、すべて保安区域内にある。

保安検査（ほあんけんさ）（＝捜検）

居室や工場、受刑者の身体や私物について行う搜索や検査のこと。受刑者の身体及び着衣に対して行う検査のことを「検身」ともいう。

保管私物（ほかんしぶつ）

受刑者が引渡しを受けて保管する，当該受刑者の私物のこと。

保護室（ほごしつ）

被収容者が自身を傷つけるおそれがあるときや，刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるときに，当該被収容者を収容することができる構造及び設備を有する部屋のこと。

〔ま行〕

【み】

身分帳簿（みぶんちょうぼ）

受刑者の氏名，本籍，刑期，写真，指紋，身体的特徴等が記された個人台帳のこと。

表紙，身上等調査表，刑の執行指揮書，判決書謄本（又は抄本），処遇調査票，処遇要領票，作業工場居室指定表，視察表，懲罰表，接見表，書信表，健康診断簿等が編綴される。

【め】

名籍（めいせき）

受刑者の氏名，身分等に関する業務のことであり，被収容者身分帳簿の管理，受刑者を収容する際の本人確認や適法な収容であることを証する書面の確認，刑期の計算などを行う。

面会（めんかい）

受刑者が，外部の者と会うこと。刑事施設の長は，面会の相手方が親族や重要な用務の処理のため面会することが必要な者等法第89条第1項各号に掲げられている者である場合は面会を許すものとし，それ以外の者であっても面会することを必要とする事情があり，かつ，矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは，面会を許すことができる。面会回数は，月に2回を下回らない回数とされ，優遇措置の区分により異なる。

〔や行〕

【ゆ】

優遇措置（ゆうぐうそち）

受刑者の改善更生の意欲を喚起するため，一定期間の受刑者の受刑態度を評価し，その評価に応じた優遇を与える制度のこと。

〔ら行〕

【り】

領置（りょうち）

受刑者が刑事施設に入所する際に所持してきた金品や，入所中に外部の人から差し入れられた金品，自費で購入した物品について，その占有を刑事施設に移して行う公法上の管理行為のこと。

領置倉庫（りょうちそうこ）

領置する物品を保管する倉庫のこと。

領置金基帳・領置品基帳（りょうちきんもとちょう・りょうちひんもとちょう）

各受刑者ごとに作成する領置金品の目録・出納記録のこと。

領置調べ（りょうちしらべ）

受刑者の所持品のうち，領置する物品を領置品基帳に登載するために行う確認作業のこと。